

都留市史

資料編 近現代

五九 谷村町新制中学の校舎建築についての町議会議決

昭和三年（一九四八）二月

議案第二号

新制谷村中学校舎建築について

学制の改革により、新制中学校の新設されることとなり、現在の校舎では狭隘で教育上支障があるから、昭和二十二年十二月二十四日決議による、敷地内に左記計画により校舎を新築せんとする。

昭和二十三年二月十三日 提出

谷村町長 宮 沢 麟 作

右原案の通り確定す

昭和廿三年二月十三日

谷村町議会議長 早川乙平 團

記

一、総建坪 千五百六十六坪

内 訳

(一)昭和二十二年度中に新築する分

一 木造平家建瓦葺教室 七教室 二〇三・二八坪

別附属建物 便所及廊下 三三・六七坪

(二)昭和二十三年度中に新築する分

一 木造平家建瓦葺教室 十九教室外教員室及事務室六二四坪

別附属建物 便所及渡廊下 一三〇坪

(三)昭和二十四年度中に新築する分

一 木造平家建瓦葺教室 八教室 三七六坪

一 木造平家建瓦葺講堂 二〇〇坪

(昭和三年「決議書綴」)

(都留市蔵 旧谷村町役場文書一七六)

【解説】 戦後の教育は、昭和二年のアメリカ教育使節団の報告によって、文部省の権限を縮小して教育の地方分権をはかり、学校体系は六三三制となって、義務教育を中学までとし、男女共学を原則とした。

五二 禾生・盛里両村の新制中学校建設の協議要請

昭和二四年（一九四九）三月

昭和二十四年三月九日

禾生村長 上 野 甲 午

同議会議長 近 藤 富 平

盛里村長 平井政明 殿

同議会議長 谷内茂種 殿

新制中学校に関する件

貴村と本村との組合立によって、新制中学校を建設するの義については、昭和二十二年十二月八日、貴職その他の代表者の御来村を煩わして協議成立し、即日敷地予定地の下見をなし、続いて本村では昭和二十三年四月十五日、組合設立及びその規約を議決して、昭和二十三年度でこれが実現を目途に進みましたところ、貴村では貴職の非常な御努力にも拘わらず、村内一部反対のため同調を得ないで同年度の実現を見ずして経過することは、まことに残念に存ずる次第であります。然るところ、御承知の通り新制中学校建設費の補助

は、昭和二十四年度で一応打ち切れ、この年度の後では補助の見

込みは全くなく（昭和二十四年度でも経済安定九原則によって、国庫補助の見通しは極めて悲観的であります）、先日県へ出張の節の学校営繕課長の言によれば、昭和二十四年度事業とするも時期すでに遅しであるとなし、取り急ぎ手続きするよう指示もあり、かたがた昭和二十四年度予算編成に際していますから、この際貴村のこれに対する見通しを承知致し、善処したく存じますから、甚だ御迷惑でも来る十二日、種々御懇談申し上げたく存じますので、御都合御差し繰り同日午後二時、本村役場まで御出張下さるようお願い致します。

(昭和二四年「庶務」)

(都留市蔵 旧禾生村役場文書六四)

【解説】 新制中学校の建設が、町村財政運営の困難さの原因ともなっていた。その克服の一案として、禾生と盛里両村の組合立での中学建設が話されたが、結局は中止になっている。当時の状況をうかがう資料として収録した。